

北宋前期における官制改革論と集議官論争

——元豊官制改革前史——

宮 崎 聖 明

はじめに

北宋の中央官制は、第六代皇帝神宗の治世、元豊三年から五年（一一〇八—一〇九二）にかけて行われたいわゆる「元豊官制改革」によって様相を一変する。すなわち、それまでは唐中期以降出現した使職に淵源を持つ官序や、宋初に新設された官序の寄せ集めだったのが、唐の三省六部制を基本とした形に改編された。また、それまではほとんど位階と俸禄の基準としての役割しか持たなかつた『唐六典』記載の職事官名（以下「寄祿官」と称す）は、再び実職を示す肩書きとなり、それに代わって文散官名を新たに寄祿階に用いることとなつた。

この元豊官制改革は神宗自身の発案に係る所が大きかつたわけであるが、彼以前にも多くの官僚が改革を提議していた。本論は、元豊官制改革に関する考察の準備作業として、改革以前、具体的には太宗朝から仁宗朝までの官制改革論を取り上げ、従来注目されていなかつたその言説の変化について考察することを目的とする。

はじめに先行研究の整理をしておきたい。まず日本においては、元豊に先立つ熙寧年間（一一〇六八—一〇七七）におけ

る新法体制と元豊官制改革との関係、あるいはやや遡つて仁宗朝の動向との関係を重視する見解が主流である。宮崎市定氏は、三司の権限縮小を目的として制置三司条例司が設けられた王安石新法期の体制を元豊官制改革の第一段階と位置付けた⁽¹⁾。これを受けた梅原郁氏は、中書門下（宰相府、以下「中書」と略記）・枢密院（軍政担当）・三司（財政及び関連業務担当）の鼎立状況を改め、宰相への権力集中を図る王安石の構想が元豊官制改革に継承されたとしている。一方で、国初に見られる尚書省の復活を提議した改革論については、保守派の形式論・観念論であって、太宗がこれを斥けた後に議論は沈静化したとする⁽²⁾。この尚書省復活論については熊本崇氏も言及しており、氏は、慶曆新政の構想を熙寧新法体制の先駆と位置付ける論考⁽³⁾の中で、范仲淹の官制改革論と対比する形で尚書省復活論に「前代に正統性を求める」「復古的思考に終始」した論との評価を与えていた。以上のように日本における見解は、仁宗朝から熙寧・元豊における宰相権力の変化の流れに元豊官制改革を位置付けるとともに、尚書省復活論、特に国初のそれを「復古的」「形式的」と概括する傾向を有している。

これに対し中文の研究は、冒頭でも触れた、唐の職事官名を寄禄官として用いることに起因する「名実不符」の問題を中心に改革以前の状況を捉えている⁽⁴⁾。北宋前期の官制では、寄禄官とともに差遣という実職を示す肩書きを帯びる（他に多くの科舉官僚は「館職」というエリートのステータスシンボルとなる肩書きも同時に帯びる）が、その結果必然的に、寄禄官の名称と差遣が示す実職の内容がほとんどの場合一致しないという事態が生じる。これが「名実不符」という問題である。しかし、かかる問題が宋人によっていつ頃認識され、またその認識が官制改革論に顕在化するに至つたかについては言及がなく、日本の先行研究同様、尚書省復活論に対しても唐制に依拠していたという

単純な概括がなされているに過ぎない。

このように尚書省復活論はこれまで復古的・形式的といった曖昧な概念で定義されるに止まっていたわけであるが、その言説を詳細に見るとそこには時代とともに変化が生じている。こうした言説の変化には、当時の政治情勢や発言者の意図等、様々な要因が影響しているはずである。その中で注目したいのは、改革論に見える唐朝に対する認識の変化である。小島毅氏は、宋人の唐朝に対する認識が仁宗朝あたりに変化したと述べる⁽⁶⁾が、こうしたいわば時代観の変化が改革論の言説に影響を与えたと思われる。こうした変化に注意しながら官制改革論の分析を進めていきたい。

第一章 太宗朝・真宗朝の改革論

本章では太宗朝・真宗朝の改革論について見ていく。この時期の改革論が主に尚書省の復活を提議するものであり、前代に正統性を求める論理構成を持つていたことは既に指摘されている。⁽⁷⁾ここではそうした論理構成について簡単に確認した上で、改革論顕在化の背景にある太宗朝の政局状況、真宗朝における官制に対する認識の変化について、前述の時代観の変化との関わりに触れながら考察していきたい。

第一節 太宗朝の改革論

太宗朝における官制改革論は、史料上に三編見いだせる。以下に年月と発言者を記す。

- ①端拱元年（九八八）・直史館羅處約（宋・李燾『統資治通鑑長編』（以下『長編』と略記）卷二九・端拱元年末、元・
脱脱等『宋史』卷四四〇「羅處約伝」）

②淳化二年（九九一）九月・御史中丞王化基（『長編』卷三二・淳化二年九月庚子、『宋史』卷二六六「王化基伝」）

③至道二年（九九六）二月・主判都省郎官事王炳（『長編』卷三九・至道二年二月末、『宋史』卷一六八・職官志八）

三者はいずれも現行官制は唐中期以降の混乱期の制度を継承したものであり、これを統一王朝に相応しい官制に改めるべきであると主張している。より具体的には、混乱期の產物として否定の対象となつていて⁽⁸⁾のが三司であり、その廃止と尚書省の復活を求めるというのが改革論の主眼である。各論を詳細に見ると、①は、

臣伏以三司之制非古也。蓋唐朝中葉之後、兵寇相仍、河朔不王、軍旅未戢、以賦調筦榷之所出、故自尚書省分三司以董之。……今若如十二員判官之說、亦從權救弊之一端也。然而聖朝之政、臻乎治平、當求稽古之規、以為垂世之法。……以臣管窺、莫若復尚書省故事。

と、三司は唐中葉の混乱によつて生じた制度であり、太平の世にあたつては稽古の規を求め後世に模範となる法を為すべきで、そのために尚書省復活が提言されている。また、「況三司之名興於近代、堆案盈几之籍、何嘗能省覽之乎」と、三司が近代の権制であること自体が文書処理停滞の原因であるという批判も加えられている。

こうした論理は他の二編にも共通しており、②は三司の官員・部局に判官・推官・勾院等「州郡吏局の名」が用いられていて「朝廷の盛」に適つていないと述べ、また③は、

蓋自唐末以来、亂離相繼、急於經營、不遑治教。故金穀之政、主於三司、尚書六曹、名雖存而其實亡矣。

と、混乱期の產物として三司に否定的な見方を示し、尚書省の機能回復を求めていた。

尚書省の復活が提議された要因としては、唐は時代的に宋と近接しており模範としやすかつたという指摘が既にある⁽⁹⁾が、これに加え、小島氏が言う「唐王朝の後継者であるという宣言を内外に向けて発していこうとする」⁽¹⁰⁾当時の人々の認識が官制改革の提議として発現したと考えられよう。このことには宋朝が置かれた政治状況が関係している。一連の改革は端拱以降に集中しているが、この時期は燕雲十六州の奪還を事実上断念し、対外積極策から内政重視へと方針転換が行われた時期でもある⁽¹¹⁾。五代期に割譲された失地の回復は、唐の後継王朝たらんとする宋にとって極めて大きな象徴性を持った事業である。これが事実上放棄された時期を境に新たな国家事業として尚書省復活が、同じく唐の継承を宣言する手段として提議されたと考えられよう。⁽¹²⁾

これら尚書省復活論に対しても反論は明確な形では史料に残っていないが、①羅處約の上疏には「然議者以為不行已久、難於改更」との言が見え、記録に残らない形で尚書省復活に対する反対論が起こっていた可能性がある。また、③王炳の改革論は官僚の集議に付され施行の是非が検討されている（『長編』卷三九・至道二年二月末）が、その答申は改革に基本的に賛成の立場を示すものの尚書省が形骸化して久しいので、制度の詳細を検討することが必要という内容であった。「現行官制は行われて久しく改め難い」といった消極的反対論しか見られないことや、集議の結果が改革否定にならなかつたことからも、官僚の間では尚書省という唐制への復帰に対して正面から異を唱えるという風潮はなかつたものと思われる。また、太宗は③王炳案に対し最終的には「迂闊（実態にそぐわない）」を理由に施行断念の判断を下すわけであるが、一旦はこれを官僚の集議に付しているからには、必ずしも尚書省復

活を全面的に否定する姿勢は取っていなかつたと言えよう。

以上のように、太宗朝の尚書省復活論は、唐の後継者を以て自認する当時の思想的傾向の影響を受けており、燕雲十六州回復の断念を機に、現行官制に残存する唐末五代的要素の抹消と唐の盛制である尚書省復活が、王朝の正統性誇示の手段として顕在化したものとすることができる。

第二節 真宗朝の改革論

梅原氏は、前節で挙げた尚書省復活論が太宗によつて斥けられ、また寄禄官の叙遷制度が運用されはじめ改革が困難となり、官制をめぐる議論は沈静化したとする。⁽¹³⁾しかし実際は真宗朝初期における尚書省復活の提議が史料上に二編残つてゐる。咸平二年（九九九）の直史館孫何の提言⁽¹⁴⁾は、直接的には三部使（当時の三司は塩鐵・度支・戸部の三部に分割されていた）を廃してその職掌を戸部尚書（一名）・侍郎（二名）に移管することのみを求めたものであるが、尚書省にも言及しており考察の対象に加えた。提議の主眼は太宗朝の改革論と同様、唐制への復古（による正統性の確認）にあり、唐中期以降に財政使職が尚書省の権限を侵奪する過程を述べ、「垂統立制」の手段として戸部尚書・侍郎の名称復活が求められている。⁽¹⁵⁾

また、咸平四年、知制誥楊億が官制全般に渡る復古を求める上疏を奉つた。⁽¹⁶⁾これは尚書省復活以外に支郡の復置、勲爵制度の整備等を求めたものである。尚書省復活に関する部分を見ると、

国家遵旧制、並建群司、然徒有其名、不舉其職。只如尚書会府、上法文昌、治本是資、政典攸出、条目皆具、

可挙而行。今之存者、但吏部銓擬、秩曹詳覆。自余租庸筦榷、由別使以總領、尺籍伍符、非本司所校定。職守雖在、或事有所分、綱領雖存、或政非自出。丞轄之名空設而無違可糾、端揆之任雖重而無務可親。周之六官、於是廢矣。

とあり、尚書省六部の職務は、吏部の銓擬（實際は吏部流内銓が担当）・秋曹（刑部）の詳覆（これも他官が判刑部として担当）を残して形骸化しており、現在の官制には有名無実の官が多いと述べ、続いて、

若弁論官材帰於相府、即審官之司可廢矣、詳評刑辟屬於司寇、即審刑之署可去矣、出納詔命關於給事中、即封駁之局可罷矣。至於尚書二十四司各揚其職、寺監台閣悉復其旧、按六典之法度、振百官之遺墜、在我而已、夫

豈為難。如此則朝廷益尊、堂陛益嚴、品流益清、端拱而天下治者、由茲道也。

とあり、太宗朝に設けられた審官院・審刑院・封駁司等の職務を宰相府・尚書省刑部・門下省給事中に移管することで尚書省・寺監台閣も本来の職務を取り戻すことができると言う。三司に対する批判的意見がほとんど現れていないことや、上疏の他の部分では漢代の制度を模範とした復古論を展開していること等、太宗朝の改革論と若干異なる部分もあるが、「按六典之法度、振百官之遺墜、在我而已」、夫豈為難。如此則朝廷益尊、堂陛益嚴、品流益清、端拱而天下治者、由茲道也」と、尚書省という唐制の復活を王朝の正統性誇示の手段として捉えている点に変わりはない。

このように、真宗朝初期には太宗朝と同様の論旨を持つ官制改革論が見られたのであるが、その後官制改革に関する議論は史料上にしばらく見いだせなくなる。周知のように真宗朝の初期には契丹との関係が悪化し、この問題

を重視せざるを得ない状況にあり、また最終的に景德元年（一〇〇四）にいわゆる澶淵の盟を締結した後には、真宗が封禪や道觀の營造といった事業に傾倒するようになつたため、尚書省復活論は沈静化したと思われる。こうした動きと相俟つて、一応北辺問題の決着をつける等、中華の安定を実現した宋朝に対する自負心とも言うべき思考の萌芽が見られる。この思考は仁宗朝頃に「祖宗の法」⁽¹⁷⁾という言説となつて顕現し、後述する仁宗朝の官制改革論においても宋制を肯定的に評価する意見として現れてくるものであるが、かかる思考と現実における施策は相互に影響を与えていたと思われる。例えば行政機構の改編ではないが、朝儀の一つに「入閣」というものがあり、その際の班序（官僚の序列）はそれまで唐朝の官名を基準に定められていたが、これが宋朝の官名を用いて書き直された。入閣の式次第を記したもの、「入閣図」と呼んだ上で、『長編』卷三三・淳化二年十二月丙寅によると、

上以入閣旧圖承五代草創、礼容不備、於是命史館修撰楊徽之等討論故事、別為新圖。

とあり、太宗朝に「故事」を討論して新たな入閣図が作られたという。「五代の草創を受け」た入閣図を改めたのであるから、「故事」は唐制を指すと考えるべきであろう。これが真宗朝には、同卷八二・大中祥符七年（一〇一四）四月丙辰によると、

令有司依新定儀制重画入閣図、有唐朝職官、悉改之。

とあり、「新定儀制」⁽¹⁸⁾に従つて入閣図を作成し、唐朝の官名は全て書き改めさせたとある。同様の記事が宋・王応麟『玉海』卷七〇・礼儀・朝儀「祥符入閣図」に見え、

東上閣門使魏昭亮言、「閣門入閣図、殿上侍立臣僚、皆唐時職官、与聖朝名品不同。望依新定儀制、別画副本、

有司永為定制」。詔札儀院詳定。

とある。入閣団が宋朝の官名によつて表記され定制とされたことが分かる。もつともこれは入閣団に限定した話であつて、通常の前殿親朝等を含めた朝儀全般における班序は、官職を新設したり前例との齟齬が生じる度に細かな改変が加えられている。⁽²⁰⁾ ただ、入閣に限定してではあれ、かかる朝儀の次第を宋朝の官名を用いて成文化したことには、もはや唐制を絶対視しないという姿勢が現れているように思われる。

こうした宋制に依拠した儀制の成文化の動きが見られたこの時期に、当時の宰相であつた王旦が官制に言及している。「長編」卷八六・大中祥符九年三月辛酉に真宗と王旦の対話が記されており、真宗が尚書省復活の是非を問うた⁽²¹⁾のに對し、王旦は、

今之三司即尚書省、故事尽在、但一毫所賦皆歸於縣官、而仰給焉、故蠲放則沢及下、賜与則恩歸上、此國家不易之制也。

と述べている。つまり、今の三司は尚書省に相当し、僅かの賦税もみな県官（朝廷）に帰してこれに頼ることができ、よつて蠲放の恵みが下に及び、賜与の恩が上に帰すようになつていて、これは「国家不易の制」であると言うのである。太宗朝の論調からは一変して、三司を中心とした現行体制を維持すべきとの見解が示されている。また、「長編」の同じ記事に、五等封爵復活の是非についての真宗と王旦の問答が見えるが、王旦は太祖以来の藩鎮抑制策を高く評価した上で、復古論者を批判している（「好談古者、恐思之未至。」）。復古論の否定のために現行制度の優位性を擧げる王旦の意見は、太宗朝に見られた消極的反対論とは一線を画すものであつて、宋朝の制度に対する自

負心の萌芽とともに、唐制への復帰が絶対性を持ち得なくなつたことの現れと捉えることができよう。

以上のように、真宗朝には初期に尚書省復活を求める提議が見られるが、契丹との軍事関係とその後の封禅・道觀の營造等の影響によつて国家事業としての官制改革の必要性が減退し、以後復活論は一旦沈静化した。一方、朝儀の次第が宋制に依拠して成文化され、こうした施策が中華に一応の安定をもたらしたことと相俟つて宋朝に対する自負心を生むようになった。こうした中で次第に唐制への回帰より宋制を肯定的に見る風潮が強まり、宰相王旦が尚書省復活の不可を真宗に述べるに至つたのであつた。

第二章 仁宗朝の改革論

仁宗朝に入ると、それまでとは異なつた主旨の改革論が現れてくる。一見するとそれらは尚書省復活を求める点において従来の改革論と近似しているが、その言説・動機に違いが見られ、こうした相違には時代観の変化が影響していると考えられる。そのことについて以下に見ていくこととする。

第一節 「正名」問題

真宗朝から仁宗朝にかけて、「はじめに」で触れた「名実不符」の問題が立ち現れてくる。元・馬端臨『文献通考』卷四七・職官考「官制総序」に、

自真宗・仁宗以来、議者多以正名為請。咸平中、楊億首言、文昌会府、有名無実、宜復其旧。既而言者相繼乞

復二十四司之制。至和中、呉育亦言、尚書省天下之大有司、而廢為間所、當漸復之。

とあり、真宗・仁宗朝から「正名」を標榜する改革論が提議されたという。「はじめに」でも触れ、また梅原氏の研究にも詳述されている⁽²²⁾が、一人の官僚が官（寄祿官）・職（館職）・差遣という複数の肩書きを帯びるため、官の名称と差遣の職務内容がほとんどの場合一致しないという状況が北宋前期の官制において存在した。夏竦の言を借りると、

国家削除前弊、稽考故実、損益沿革、時謂適中。但百執承事、理有可疑。建官分職、職予官殊、量材受爵、爵与材異。……位以資升、或過其材、官以久遷、或非其事。人皆謂官為請俸之具、位乃称呼之号。名实相違、不可以訓。（宋・夏竦『文莊集』卷二三・進策「議職官」）

ということになる。すなわち、多くの官僚が「官」が表す職務を行わず、「官」を単なる請俸の具と見なしているという。問題は官と差遣の「不一致」にあるのであって、差遣の名称が唐末五代の混乱期に由来することや、それらの名称を用いて構成されている三司等は直接的には問題視されていない。そして後文では「堯舜の事を稽え、三代の法を行い」正名を実現すべきと主張している（「誠當稽堯舜之事、行三代之法、正其官司、弁其職掌、使上下之位、無或僭差。」）。ここでは唐制への回帰が求められていないことに注意しておきたい。

正名を求める改革論として前引【文献通考】は至和二年（一〇五五）・判延州呉育の提議を擧げる。【長編】卷一八一・至和二年十一月乙丑には、

宣徽南院使・判延州呉育言、「國家總挈方機、惟在綱要、小大之務、各有攸司。若朝廷職掌而事簡、則坐制天
北宋前期における官制改革論と集議官論争 宮崎

下、不勞而治矣。今尚書省是其本也。自唐末五代、因循苟且、雜置他局、事無本末、不相維持、使天下之大有司廢為閑居。凡細瑣之事、動干朝廷、遂致君相焦勞、日不暇給、如百川浩蕩而不治其本源、万目開張而不得其條領、雖欲尽力、其勢莫可以正也。臣前判尚書都省、見其官司局次、燦然具存。且如有大論議、當下衆官雜定、以質所長、久廢不舉、今惟定謚時一會都堂、是行其小而廢其大、論者深惜之。竊謂久廢之職、豈能一日盡其美、當隨宜講舊漸復之。請且於諸學士中分命知六曹尚書事、其舍人・待制及大兩省官即知左右丞・諸行侍郎事、其余館職有名望朝士即知郎中・員外事、仍於旧相及前任兩府重臣中除一二人判都省、然後各使檢詳典故、度其可行者奏復之。其次諸司・寺・監、從而舉之。至於金穀之計、見屬三司者亦無相妨、並須仍舊。事不驚俗、体皆有宜、歲年之間、此制一定、有所責成、則高拱無為之治、可以馴致矣」。事下兩制定、而言者謂尚書省職局今並入三司及諸司分領、事難遽更。乃罷之。

とある。要約すると、唐末以来臨時的に置かれた部局が乱立し、尚書省は定謚の際に集議が行われる他は機能を失つてゐるので、六曹尚書以下の職務を担当する官を選任しその復活を図るべきであるという提議である。尚書省の復活を求める点において初期改革論と異なる印象を受けるが、問題視されているのは尚書省が「廢為閑所」ということであり、三司等に対する批判的見解が見られない点において初期改革論と異なる。さらに、彼の提議の意図するところを窺わせるものとして、次節で見る景祐四年（一〇三七）の尚書省集議に関する議論が挙げられる。この議論は当初は官制に直接関わるものではなかつたが、議論の過程で彼は「正名」の重要性と意義を説いており、官制に対する彼の思考を窺うことができる。また、他の官僚も官制について言及しているので、以下節を改めてそ

の推移を追つてみたい。

第二節 集議官論争

議論の過程を見る前に、宋代の集議について一瞥しておきたい。既に平田茂樹氏の研究⁽²³⁾に明らかであるが、宋代においては唐以前と同様、典礼等に関する問題を尚書都省における集議によつて決定していた。集議には、①尚書省官議を基礎として、②三省官議（①の該当者・中書舍人・知制誥・常侍・給諫以下左右正言まで）・③内朝官議（②の該當者・学士・待制・三司使副）・④百官議（諸司三品以下・武官二品以下全て）があり、議題の大小によつて招集される官僚の範囲が異なつていて⁽²⁴⁾。しかしこれらはあくまで原則であつて、尚書省官以外を招集する際にはその都度詔によつて指定されていたようである。ここで留意しておきたいのは、集議の対象官名が寄祿官・館職・差遣名が混在する形で示されていることである。

このことが明道二年（一〇三三）、莊獻明肅・莊懿兩太后的祔廟（皇帝の祖廟にあわせまつること）に関する集議において問題となつた。清・徐松輯『宋会要輯稿』（以下『宋会要』と略記）儀制八一三「集議」明道二年七月五日によると、

殿中侍御史段少連言、「國家每有体大之事、必集群官、議於尚書省。臣近准台牒、充監議官、於尚書省集官、同礼官詳定莊獻明肅・莊懿太后祔廟事。伏見尚書省官内、有帶兩制職或兼三司副使者、多移牒不赴。欲望自今每尚書省議事、其兩制以上帶尚書省并任三司副使者、並不得託以他事不赴集議。如有違犯、乞以違制及不恭定」

罪」。従之。

とあり、尚書省官（寄祿官として尚書省の官名を持つ官僚）のうち、両制（内制＝翰林学士・知制誥、外制＝知制誥のみ）を帶職する者や三司副使を兼ねる者が欠席したため、今後は罰則を以て臨むべしという段少連の言が裁可された。なお、「職」という語は狭義には館職を指す語であるが、以下の議論では三司副使や知制誥等の差遣と、翰林学士等の館職両方を包含する意味で用いられている。本論でもこの意味で用いることとする。

さて、右の措置のは非が景祐四年三月に問題となつた。発端は集賢校理趙良規の言である。『長編』卷一二〇・景祐四年三月丙申（以下特記しない限り引用は同じ）には、

国朝故事・令敕儀制、別有學士・知制誥・待制・三司副使、著位視品、与前朝異同、無在朝叙職・入省叙官之說。若全不論職、則後行員外郎兼學士、在朝立丞郎上、入省居比・駕下。……所以旧來議事、會集尚書省官、帶職者不赴、別詔三省悉集、則及大小兩省、內朝官悉集、則及學士・待制・三司副使、更集它官、則諸司三品・武官一品、各次本司長官。

とある。国朝の故事・令敕儀制では、學士・知制誥・待制・三司副使は儀式の際の序列を別記しており、唐朝の制度と異なるので「在朝叙職・入省叙官」は両立しないと言う。「在朝叙職」・「入省叙官」という語について説明すると、『宋会要』儀制三一・「朝儀班序」や『宋史』卷一六八・職官志八「合班之制」には、朝儀の際の官僚の序列が、六尚書等の寄祿官名とともに三司使等の差遣名によつて記されており、これらの差遣を帶びる者は寄祿官ではなく差遣によつて序列が決められる。在朝叙職とはこのことを指す。一方、入省叙官とは尚書省内では本官であ

る尚書省の官名、つまり寄祿官による序列が大原則であることを指す。これらを両立しようとすると朝儀の序列と本省の序列に齟齬が生じる場合があり、尚書省内の序列において職を考慮に入れないとすると、例えば寄祿官が後行員外郎で翰林学士となつてゐる官僚は、朝儀では尚書左右丞の上に立班するのに、尚書省では本官である寄祿官に従い比部・駕部等の前行・中行員外郎の下に位置する等の事態が生じる。よつて、従来は尚書省官議に帶職官は参加せず、これらの官僚も召集して集議を行う際には別に指定していた。以上のことから明道二年詔は認めがたいというのが趙良規の主張である。

さらに趙良規は、帶職官を尚書省官に含めない理由として、

又按故事、尚書省官帶知制誥者、並中書省奏班簿、即於尚書省・御史台、並不著籍。故有絶曹之語。今若復綴本官班、亦是有紊典故。(『宋会要』儀制八一五「集議」景祐四年三月二十三日)

と述べている。「絶曹」とは、中書舍人の職掌を行う知制誥となると、本官である尚書省の班簿から削除されるという規定である。明道二年詔はこの規定に抵触するとして、帶職官の尚書省官集議不参加を主張している。⁽²⁵⁾

これを受けて、太常礼院・御史台に詳定が命ぜられ、両者は次のように答申した。まず太常礼院は、集議の重要度により招集者に段階を設けるのが通例であり、議謚の際には尚書省官と礼官のみで集議を行い、帶職官を招集する場合は裁判で指定すべきとの見解を示した。また絶曹についても「これを積極的に容認している（詳細は『長編』卷一二〇）。

一方、御史台は趙良規の見解を否定する。その主張は以下の三点に集約される。第一に、絶曹規定を集議に援用

することへの反論である。

今尚書省官任内制者、係台省之籍、無坐曹之实。論職官之言、正為絶曹者設。豈可受祿則繁官定俸、議事則絕曹為辭。

絶曹は外制に適用される一方で内制は台省の班簿に記載されるのであり、矛盾している、「論職官之言」（在朝叙職と入省叙官併用の不可を説く趙良規の言）は、絶曹（を根拠に集議参加を拒否すること）のために設けられたものであり、俸禄を官で定めながら議事に絶曹を持ち出すべきではないというものが御史台の主張である。

第二の点は国初以来、王旦・王化基等の名臣が率先して集議に参加した先例があるという点である。第三は、この点が最も重要なのが、

又議大事、僕射・御史大夫入省、惟僕射至序下馬、於今行之、所以重本省也。

と述べ、尚書僕射に至序下馬が許されているのは本省（尚書省）を重んじる所以であると言う。御史台の本省重視の姿勢について、「宋会要」儀制八一〇「集議」には、

古人創議、稽於本不稽於末。公朝立法、期於遠不期於近。且中台設官、其來尚矣。……秦漢而下、台閣增峻、首之以令僕、次之以尚書丞轄、又次之以侍郎・郎中・員外、列為六曹、析為二十四司、位有著定、職有統維。歷祀寢深、尋原不紊。皇朝凝命、立極垂八十年、振起前規、正在今日。如曰未暇、則其旧事之体、固可存而勿失。

とある。この言は御史台の答申の冒頭に見られ、趙良規への反論の主旨が集約された部分である。つまり御史台は、

帶職官と尚書省官が集議において別のカテゴリーとされてしまうことが「振起前規」（尚書省の復活）の妨げとなることを危惧し、今すぐ官制の改革を行ひ得ないのであれば、趙良規の主張を否定する」とで「旧事の体」を保つておくべきと考えているのである。

こうして集議論争は、宋代に定められた朝班の序列を重んじる趙良規と、唐制の象徴である尚書省を重んじる御史台の対立という様相を呈することとなつた。ここで先に見た至和二年の改革論を提議することになる同知太常礼院呉育が両論の折衷を主旨とする上奏を行つた。彼はまず両説の問題点を次のように指摘する。

兩奏各有未安。尚書制度雖崇、亦天子之有司。在朝廷既殊班列、（入）有司輒易尊卑、是以朝・省為彼我、官・職分二事也。⁽²⁾ 両制近職、若有事議而云絕班不赴、非所以求至當。且知制誥、中書省奏班簿、是謂絕班、翰林學士亦知制誥、不絕班簿。此因循之制、未為確拠。縱絕班有例、而絕官無聞。⁽³⁾ 一人命官、三省連判、而都無所係、止為俸錢、豈命官之理。⁽⁴⁾ 内は『宋史』卷一二〇・礼志三三・資礼五「朝省集議班位」により補う

(1)は御史台の見解への反論で、朝廷の序列を優先すべきであるとの指摘である。一方(2)は趙良規の見解の問題点を指摘したもので、①両制は抜擢を蒙つた侍従の職なのに集議に参加しないなどいうのは集議本来の意図をそこなう、②御史台と同様に絶班（絶曹）の矛盾を指摘した上で、たとえそうした例があつたとしても絶官（本省との関係の完全な断絶）は認められない、③辞令書には三省が連判するのに本省と繋がりがないと言うことは出来ない、以上の三点を挙げる。

ところで、御史台に対する呉育の反論を『宋会要』儀制八一一で見ると、次のような点も指摘されている。

官・職之名、本非二体、官正其号、職供其事、名实相繫、豈有殊途。……分官・職為兩事、蓋自唐室以來、臨事雜置、遂有別帶職事之名、厥後因循、未歸本務。必欲振復、則當一概更張。

官・職の分離という状況は将来解消すべきであるとの点においては御史台と同じ認識なのであるが、統いて、若即今而言、須以隸名為輕、供職為重、儻云入朝叙職・入省叙官、則是官・職相離、遂有限絶。推之於古、益紊源流。此其不可者二也。

とあり、官・職の完全な分離を防ぎ官制改革への道を残すには、今のところは隸名（実体を伴わない名称、寄祿官を指す）より供職（差遣・館職を指す）を重んじるべきという点で御史台と意見を異にしているのである。

一方、職を重視しながらも、絶曹を理由に本官を軽視する趙良規の見解に呉育が賛同していないことは前述の通りであるが、同じく『宋会要』によつて彼の発言を見ると、前引『長編』(2)の(3)に関して、

凡摺紳遷次、所主者官名。俸給尽徙本省、居常既不復止。會議又不一來、則是自絕其官帶之。何謂仲尼不去餼羊、粗存告朔之礼。若并羊一去、寄祿無地、則台省之制、自此益隳。縱以絶班皆不可赴、若有詔呵制・台省百司畢会、則座次又如何為定。(『宋会要』儀制八一四「集議」)

とあり、絶曹を集議に適用することが絶官に繋がり台省の制の崩壊を招くこと、また集議に関しては絶官を認めてしまふと百官対象の集議の際の席次が決められなくなることが懸念されている。ここには古礼を存続させようとする孔子の姿勢⁽²⁷⁾を引用し尚書省復活の道を閉ざすまいとする彼の姿勢が窺える。つまり、呉育は趙良規・御史台双方の見解に対して、将来行うべき官制改革への道を閉ざすものだと言つてゐるのである。そして彼が台省の制を保持

すべきとする意図は、自身が再三指摘している官・職分離の解消にあると見てよいであろう。

しかし、呉育の理念は初期改革論のように復古一辺倒であつたわけではない。最終的に彼は帶職官を集議に参加させた上で別に席次を設けるという案を提示している。これについて『宋会要』儀制八一四「集議」には、「須至折衷古今、断以大体、用朝廷為重、取著定為常。臣子之心、雖在本司、如對君父、則所存者大、所処者安」とあり、「古今の折衷」を図つての提案であると彼は述べている。唐制復古一辺倒の初期改革論や、王旦のような宋制のみを重視する立場とは異なると言うべきであろう。また、提案の最後に、「若遇國家尽復正官、各從本務、則不倁復議、自有尋倫。」と、将来の正名の必要に言及することも忘れていない。

以上、景祐四年の集議論争における呉育の見解を追うことで、彼が正名の必要性を認識していたことを指摘した。ここで第一節の終わりに提示した問題に立ち返ると、こうした認識を持っていたとすれば至和二年の改革論における尚書省復活は正名のための手段として唱えられたのであり、五代の否定といった視点からは懸け離れた提議であると考えられよう。

ちなみに集議論争の結末について付言しておくと、一連の議論を受けて出された詔は、

尚書省議事、応帶職官三司副使以上並不赴、如遇集議大事令赴、別設坐次。(『長編』卷一二〇)

と、帶職官三司副使以上は尚書省官議に参加の義務なしとするものであった。これは帶職官を「尚書省官」に含めないことを意味しており、明道二年七月以前の状態に戻り、それを明文化したということになる。

第三節 嘉祐年間の改革論

前節では至和二年の呉育の改革論について、先行する集議論争における彼の発言の分析を通じ、正名に主眼が置かれていたと考えられること、唐制を重要視する姿勢が国初ほど徹底していないことを指摘した。この背景には宋人の唐朝に対する認識の変化を想定しうるわけであるが、このことをいまひとつ、具体例を挙げて見ていただきたい。

嘉祐年間（一〇五六～六三）に、当時翰林学士であつた韓絳の提案をきっかけに官制改革が検討された。⁽²⁸⁾【長編】卷一八八・嘉祐三年十二月辛亥によると、韓絳の提言を受けて翰林学士胡宿・知制誥劉敞に詳定を命じ、両名は「改正・裁損・申明すべきこと十事」を条上したが、結局施行を見なかつたという。しかしこの記事は繫年に疑義を生ぜしめる史料が存在するばかりでなく、事実関係についても判然としない点がある。以下、考証を加えつつ事の推移を追つていきたい。

『長編』は韓絳の提言について、

翰林学士韓絳言、「中書門下、宰相所職、而以他官判省、名不相称、請更定其制。百司常務、多白二府、請詳其輕重、移付於下、使大臣不為細故攬慮、得以專講政事。又章服所以別尊卑、今走吏与公卿不殊、請依唐制以品數為等。其因年考及階品合服者、須未嘗犯徒罪乃聽。又台閣省寺、典章所由出也、今獨存敕條文案而已。本朝故事、名臣遺範、無所伝錄、請依周礼・唐六典著為一書」。

と記す。これによると、①宰相職の名称の更定、②各官庁の通常業務の裁量権確立と二府の負担軽減、③章服の制定、④『周礼』・『唐六典』に倣つて一書を成すことが韓絳の提言の内容である。ただ、①については宋・劉攽『彭

城集】卷三五「故朝散大夫給事中集賢院學士權判南京留司御史台劉公（＝敵）行狀」には、

翰林學士韓絳上言、國朝官制未立、如中書門下為宰相、職号令、乃以近臣兼判兩省、例已重。諸如此類、宜加裁定、正其名体、他官典領、一用旧例。

と、中書のことは「官制未立」の一例として挙げられたに過ぎず、上言は中央政府全般に涉る正名を求める内容であつたとされている。また、宋・趙汝愚『宋朝諸臣奏議』卷六九・百官門・官制「上仁宗論詳定官制（劉敵等）」には、

臣等昨奉敕、為翰林學士韓絳上言「國家奄有四海、承平百年、官制未修、方苦其陋。欲望討論唐百官制及本朝官制品秩事件、量加裁定、正其名体」等事、奉聖旨差臣等同共詳定。

とあり、やはり「唐の百官の制」と本朝の官制を比較検討し、中書に限定せず官制全体の名体を正すことを韓絳は求めたようである。

【長編】では統いて胡宿・劉敵に詳定が命じられ彼等が十事を条上したとするが、この点に関して李燾は割註で、胡宿等が官制改革のことを施行の価値なしとしたとする『実録』の記事を否定する（『実録』謂、宿等以為不足行、誤也。宿等固嘗條列、當是議不合遂罷、更須考詳。）。一方、一連の経緯について『彭城集』卷三五「劉公行狀」には、

天子以為可行、召公与翰林胡宿受詔同詳定。公以謂、「此帝王能事、朝廷大務、必將損益沿革、成一朝之制、不獨空言而已。當得其人、乃能成事。……」。凡再辭、不許。既受命、公乃奏請、未置局、先條可改正・裁損・申明數事、送中書門下參詳可否、然後刪定。詔許焉。未及上、明年三月、韓再奏趣行之。公乃與胡公詣政事堂、

略条一二事、諸丞相曰、……丞相久之、度不能行、曰、「然。此誠難事、業已行、姑徐徐為之」。居月余、韓以中丞言事、出知蔡州。又数月、公帥長安、然胡公猶在朝、而朝廷亦不復問官制云。

とある。事の大きさと自らの不才を理由に劉敞は二度辞退したが受け入れられず、統いて詳定のための部局を設置する前に改正・裁損・申明すべき事を中書に条上し、可否を参詳した上で制定するという手続きを要請し、これが許可されたとする。ところが条上する前に韓絳が再び速やかな施行を願い出たという。この記述によるとすれば劉敞等の検討結果は中書に達していないことになる。さらに注目すべきは、事態を知った劉敞が胡宿を伴つて政事堂を訪れ、宰相に改革の困難さを説いたとされている点である（この言の詳細については後に触れる）。そしてこれを聞いた宰相は「行う能わざることを度り、「姑徐徐為之」と答えた」ものの、関係者の出外によつて計画は消滅したとする。以上の記述から、劉敞等は当初から韓絳に非協力的であり、改革そのものに対しても積極的であつたとは言えないのでなかろうか。少なくともその拙速な施行に對して反対の立場を取つていたことは事実であろう。

しかしそのことを認めた上でなお、劉敞等がまとめた案と政事堂での発言が、彼らの官制に對する認識を示していることには変わりない。そこで以下に「条上」の内容と政事堂での発言を見ていただきたい。

まず、韓絳は唐制に依拠した正名を想定していたようである⁽³¹⁾が、このことに対し劉敞はどう考えていたのであるか。『宋朝諸臣奏議』卷六九・百官門・官制「上仁宗論詳定官制」により「条上」の内容を箇条書きにすると次のようになる。

改正すべき事

①宰相府の設置 ②御史大夫の復置 ③枢密院廃止 ④三司廃止と尚書省二十四司の復活 ⑤検校官・勲爵・実封等の廃止

裁損すべき事

①審刑院廃止 ②審官院廃止 ③群牧司・提挙司・觀察司^{新(33)}等の廃止

申明すべき事

①左右史官による皇帝の言動記録 ②中書起草・門下封駁・尚書施行の遵守 ③諸学士の定員設定 ④中書舍人による尚書六曹の分割 ⑤九寺の職權回復 ⑥近臣による中書・門下省兼判を不可とする言者（＝韓絳⁽³⁴⁾）への反論 ⑦唐制にない武官名の中央からの排除 ⑧官制を記した書を成す

全体的に唐制の導入を基調としたものであるが、必ずしも唐制に拘泥する姿勢を取つてゐるわけではない。例えば

「改正」①宰相府については、

漢置丞相、其後改置三公官、皆公府辟召掾属。唐制以尚書・門下・中書三省長官為宰相、尚書令・僕射・侍中・中書令是也。官品未至者同中書門下三品、今平章事即其比也。參知政事、唐初亦是正相、崔溫等嘗為之、國朝之制、下宰相一等。若用唐制正其名体、則四輔之任當悉用平章、依漢制、即須立丞相府。

とあり、漢の丞相府か唐の平章事の制度どちらかを採用するよう提言してゐる。また、②御史大夫については、唐制、御史大夫一人、中丞三人。國朝之制、大夫不置、以中丞為台長、它官或以給事中・諫議大夫權之。若欲改正官制、置丞相府、則大夫當復、輕重乃等。

とあり、唐制で御史大夫一名を置いていることを挙げているが、「丞相府」とともに復すべきという言は、明らかに御史大夫が副宰相として国政の枢要を握った漢制を念頭に置いたものである。これらの点において、唐制への復帰によって正名を行おうとする韓絳との見解の相違が窺える。

次に、政事堂での発言であるが、これは前述の通り韓絳の拙速な施行を求める上奏に抗議してのものである。『彭城集』卷三五「劉公行狀」によると、政事堂で一・二事を「略條」したとあり、先の「条上」の要点を陳述しているが、最後に、

当開元時、官有定員、職有常守、故李林甫之為六典也易、然猶僅成一書耳、卒之不能行也。本朝隨事建官、取便事而已、有司奉法守職可矣。苟不能爾、恐雖成書、猶且復廢。字文之周官、唐之六典是也。

とある。ここでも施行の前の十分な検討を必要とする考えが示されているとともに、『唐六典』に対して、「卒に之を行ふ能わざる」ものであったのであり、現段階で書を成しても「唐六典」のように廃れるだけだと述べている。この発言は『唐六典』に記載された三省六部制及びそれへの回帰という意見を否定するに等しい。唐制への回帰そのものを目的とする国初改革論とはかなり異なった理念に基づく発言と言えよう。

以上見てきたように、劉敞も呉育同様、唐制のみにとらわれない改革論を展開したわけであるが、再三述べているようにかかる論調の背景には唐代への撞着をある程度捨てるに至つた当時の時代観の変化があると考えられる。こうした時代観は、前述の二編の改革論以外にも見られる。例えば范仲淹は宰相権力の強化を目指した改革論の中で、宰執が各官庁の監督権を掌握することを正当化する論拠として遠く『周礼』の記事を引くとともに、唐代後期

に行われた宰相による六部兼判という六典の規定から逸脱した事例を挙げている。また、司馬光は總計使を置き宰相が財政を監督するという案を持つていたようであるが、そこでも「周礼」冢宰に加え、唐代の宰相が塩鐵・度支・戸部を領する使職を帯びたという事例に自己の案の根拠を求めている⁽³⁶⁾。唐の象徴としての尚書省そのものの復活を目指す国初の論調とは大きな隔たりがあると言えよう。

おわりに

本論では、元豊官制改革以前の官制改革論について、その言説の変化に注目しつつ考察を行つた。国初（太宗朝～真宗朝初期）には、唐朝の繼承者であることを顯示することで正統王朝としての権威付けを行う必要から、先行する五代王朝否定のために尚書省という唐制への復帰そのものを直接的に目的とする改革論が多く見られた。太宗朝においては燕雲十六州回復の断念とともに改革論が顯在化しており、このことは官制の改革が北方の失地回復に代わる新たな正統性顯示の手段として捉えられていたことを示している。真宗朝後期には、宋朝の制度を五代の沿襲とみる批判的思考は影を潜め、尚書省復活論も一旦は沈静化した。ところが仁宗朝に入ると官と職の不一致という問題が意識されるようになり、この問題を解決する手段として再び官制改革が求められるようになり、尚書省復活が提議されたこともあつたが、初期改革論と異なり唐制への無条件の復古を求めるものではなく、理念としては漢制や「周礼」に根拠を求めるものが見られた。こうした変化の背景には、曲がりなりにも統一を維持してきた現状を肯定的に捉え、唐制への復帰に借りるまでもなく宋朝の正統性に自信を持ち得るようになつた当時の人々の認

識があつた。唐の尚書省は、確かに「周礼」の理念を継承しているのではあるが、一方で彼ら宋人にとっての「近代」の制度である。仁宗朝の改革論は「近代」に仮託するのではなく、より根源的な周制を意識しつつ宋朝独自の事業としての官制改革への欲求を表明したものであつた。

最後に、元豊官制改革に対する南宋人の評価に触れておきたい。旧法党的思考が主流であつたことも影響してか、元豊官制改革に対する彼らの評価は手厳しい。一つは元豊官制改革により三司は消滅するが、先行する王安石新法期に既に三司が財政全般を総覧する「祖宗處國計之良法」がそこなわれていたとする理解⁽³⁷⁾である。かかる理解が日本における研究の、王安石新法体制と元豊官制改革の関連性を重視する傾向の要因となつてゐるのかも知れない。しかしここではそのことには深く立ち入らない。もう一つは、元豊官制改革を論じた次の言である。「蓋周之六卿、統於大臣、故若分而實合。唐之六部、素於寺監、故雖繁而實曠。元豐以前、名雖未正、而事權歸一、實有得於周。元豐以後、制雖盡復、而冗員未併、未免類於唐。……今六部星分、誠有周人六典之美。然事權不一、脈絡不通。」（林駒『古今源流至論』続集卷五「六部」）。唐制を周の六卿の理念を形だけ模倣したものと見て、その唐制に依拠した元豊官制を、正名は達成したものの「事權歸一」という祖宗の制をそこなう結果を招いたと否定的に見てゐる。周制を模範とする言は既に仁宗朝から見られるとともに、元豊官制を唐制の形式のみの模倣として批判する見方も哲宗朝元祐期に見られる⁽³⁸⁾。唐制を絶対視しない見方は仁宗朝以降、南宋までも継承されていると言えよう。

註

- (1) 宮崎市定「宋代官制序説——宋史職官志を如何に読むべきか——」(原載一九六三、『宮崎市定全集』一〇、岩波書店、一九九二)。
- (2) 梅原郁『宋代官僚制度研究』(同朋舎、一九八五)「序論——宋代官制の推移」。
- (3) 熊本崇「慶曆から熙寧へ——諫官歐陽修をめぐって」(東北大学東洋史論集)七、一九九八)、結語にかえて(i)。
- (4) 張復華「宋神宗元豐改制之研究」(原載一九八八、「北宋中期以後之官制改革」文史哲出版社、一九九一)、「第一章 神宗朝之官制改革——「元豐改制」)、龔延明「北宋元豐官制改革論」(中国史研究)一九九〇一一)。
- (5) 註(2)前掲梅原著書「第一章 宋代の官階——寄祿官階をめぐつて」。
- (6) 小島毅「宋学の形成と展開」(創文社、一九九九)「III 道」。
- (7) 註(3)前掲熊本論文。
- (8) 三司は唐中期以降に設けられた財政使職に淵源を持つ。唐から五代・宋に至る財政使職の沿革については磯波護「三司使の成立——唐宋変革と使職」(原載一九六一)、「唐

代政治社会史研究」(同朋舎、一九八六)参照。また、宋代の三司については周藤吉之「北宋における三司の興廢」(原載一九六六)、「宋代史研究」(東洋文庫、一九六九)、同城光威「宋初の三司について——宋初政権の一側面——」(集刊東洋学)八六、二〇〇二)及び拙稿「北宋の中書と三司の統攝關係」(史朋)三四、二〇〇二)参照。

(9) 註(4)前掲張復華著書。

(10) 註(6)前掲小島著書「III 道」。

(11) 雍熙三年(九八六)に曹彬の軍が岐溝関において大敗を喫して以来、宋朝はそれまでと一転して辺境の防備を重視する消極的姿勢に変化していく。端拱二年(九八九)正月、太宗が群臣に対して備邊禦戎の策を求めたのに對し、張洎、王禹偁、田錫等が上奏を行つた。その内容を見ると、張洎は「來則備禦、去則勿追。」という防御重視を基調とした意見を述べ、将来的には親征し燕薊の地を回復すべきであるが、そのためには「内修政経、外勤戎略。」と内政重視の必要性を述べている。また、田錫は「欲理外、先理内、内既理則外自安。」とやはり内政を優先すべき旨の發言を行つてゐる(『長編』卷三〇・端拱二年正月癸巳)。

また太宗の治世に対する後世の評価として、『長編』卷四

七・咸平三年（一〇〇〇）十二月丙寅に見える知兗州韓援の言には、「先帝福祚延洪、享国長久、孜孜勤儉、未嘗一日曠於万機。自端拱已来、益励精為理。」とある。对外積極策から内政重視への路線変更が、「端拱以降益々政務に勵んだ」という評価を生んだのであろう。

(12) 羅處約の改革論①は、「長編」では内政重視への転換点である端拱二年（九八九）の前年、端拱元年末に繁年されているが、彼が言っている十二名の判官が実際に三司に置かれたのは淳化四年（九九三）のことであり、李焘が割註で述べるようにこの上疏が提出された時期ははつきりせず、端拱元年のものである可能性が最も高いことましか分からぬ。『宋史』卷四四〇「羅處約傳」は直史館就任（長編）によれば端拱元年正月）の後、太宗の正言を求めるとする詔（同じく「長編」では端拱元年三月）を受けてのこととしている。なお、羅處約は淳化三年に没している。

(13) 註（2）前掲梅原著書「序論——宋代官制の推移」。なお、梅原氏は至道二年（九九六）、三司のあり方について太宗が塩鉄使陳恕に諮詢し、彼の答申により三司の現状を維持すべきと太宗が判断し、このことが尚書省復活論沈靜化の要因となつたとする（長編）卷四〇・至道二年閏七月癸未）。しかし太宗の諮詢と陳恕の答申は三司の子司

(14) 「長編」卷四五・咸平二年八月辛亥。
(15) この改革が単なる名称の変更に過ぎないことは、孫何自身が明言している。上疏には「今莫若謹折戶部尚書一人、專掌鹽鐵使事、俾金部郎中・員外分判之、又折本行侍郎二人、分掌度支・戶部使事、各以本曹郎中・員外分判之。則三使洎判官、雖省猶不省也。」と述べており、人員の削減等の機構改編を伴わない改革を想定している。

(16) 『宋史』卷一六八・職官志八、宋・楊億『武夷新集』卷一六「次対奏狀」。

(17) 宋代における「祖宗の法」概念については、鄧小南「趙宋『祖宗之法』的提出与詮釈」（中国の歴史世界——統合のシステムと多元的發展——）東京都立大学出版会、二〇〇二）参照。

(18) 入閣とは、唐代において皇帝が前殿に出御（正衙といふ）しない朔望の日に常朝を受けることで、本来は便殿である紫宸殿で行われた。唐末五代に正衙が廃れた後は入閣

が前殿で行われるようになり、正衙に取つて代わることとなつた。宋代には太祖朝に崇元殿で五度行われた（『玉海』卷七〇・礼儀・朝儀「祥符入閣図」）ほか、大明殿で一度行われたことが確認でき（『宋会要』儀制一一二、「文德殿視朝」乾德四年四月一日）、太宗・真宗朝にも文德殿で三度ずつ行われたという（『玉海』卷七〇）。「宋会要」儀制一一九「文德殿視朝」、宋・葉夢得「石林燕語」卷二等を参照。

(19) 「新定儀制」とは、大中祥符五年（一一〇二）十月に進呈された「閣門儀制」を指す。「閣門儀制」とは朝儀の式次第・班列等を記す他に、大宴・曲宴における官僚の序列（『宋会要』儀制八一五「集議」）又按閣門儀制・大宴・学士座殿上与僕射同行、知制誥亦座殿上与尚書丞郎同行。若曲宴、則三司副使預坐、即在知制誥之後、重行異位。」）、上殿奏事に関する規則（『長編』卷一五四・慶曆五年（一〇四五）二月乙巳「右正言錢公逸言、閣門儀制、毎日上殿不得過三班。……」等を記載したもの）のようである。

(20) 詳細については『宋会要』儀制二一「朝儀班序」を参照。

(21) このときの真宗の言を見ると、尚書省復活のことはかなり以前から彼の念頭にあつたらしい。『長編』によると、

「言事者屢請復二十四司之制、楊礪嘗言、「行之不難、但以郎中・諸司使同領一職、則漸可改作。」」とある。楊礪は『宋史』卷二八七に伝があり、真宗の襄王時代の「藩邸旧僚」であり、咸平二年（九九九）に死去している。「言事者屢請復二十四司之制」というのがいつ頃の事態を述べた言かは知るすべもないが、少なくとも真宗が即位前あるいは即位直後の楊礪の言葉を記憶していたことだけは確かである。

(22) 註（2）前掲梅原著書「第一章 宋代の官階——寄禄官階をめぐって」。

(23) 平田茂樹「宋代政治構造試論——対と議を手掛かりにして」（『東洋史研究』五二一四、一九九四）。

(24) 「宋会要」儀制八一四「集議」景祐四年三月二十三日「集賢校理・兼宗正丞趙良規言、……旧來議事、除別詔三省悉集、則中書舍人・知制誥與常侍・給諫至左右正言皆赴、若內朝官悉集、則學士・待制・三司使・副使皆赴、若更集他官、則諸司三品・武官二品、各在本司長官之次、若止是集尚書省官、其帶職者並合不赴。」同八一九「太常禮院言、臣等謹詳會議之文、由來非一、或出朝廷別旨、或徇官司舊規。故言集本省者、即南省官也、集學士・兩省・台官者、容有內制・給舍・中丞之類也、集學士・台省及諸司四

品以上者、容有卿監之類也、集文武百官者、容有諸衛之流。故謀事有大小、則集官有等威^(參)。

(25) なお、趙良規は帶職官を尚書省官に含めない理由として三司副使の地位を定めた咸平六年勅や、宮中の宴席における席次等を挙げており(『宋会要』儀制八一四「集議」)、後の御史台の言でもこのことに言及があるがここでは捨象する。

(26) 『長編』には「人命書」とあるが、『宋会要』儀制八一三、宋・李攸『宋朝事實』卷九「官制」により改める。

(27) 本文引用の『宋会要』にある「仲尼不去餼羊、粗存告朔之礼、若并羊一去、寄礼無地。」という文言は、『論語』八佾に、「子貢欲去告朔之餼羊、子曰、賜(子貢の名)也、爾愛其羊、我愛其礼。」とあるのに因む。

(28) このことに関しては註(2)前掲梅原著書「序論」

(29) 宋代官制の推移にも言及がある。

(30) 本文中でも触れるが、劉敞の弟放による行状(『彭城集』卷三五「故朝散大夫給事中集賢院學士權判南京留司御史台劉公行狀)によると、胡宿・劉敞に詳定が命じられた際、劉敞はこれを辞退しようとしたが許されず、ついで担当部局設置の前に胡宿と劉敞が改正・裁損・申明すべき事を検討し、それを中書に送り施行の是非を検討させるよ

う願い出て、これが裁可された。しかし、「明年三月」韓絳が改革を速やかに行う旨の上奏を行ったため、両名は政事堂を訪れ事の困難さを訴えたという。その後「居ること月余にして」韓絳は知蔡州として(『長編』卷一九一・嘉祐五年(一〇六〇)五月戊申)、「又數月して」劉敞も知永興軍として出外した(同卷一九二・嘉祐五年九月丁亥)といふ。これが正しいとすれば明年は嘉祐五年であり、遡つて韓絳案は同四年中のものであつた可能性がある。

(31) 前引『宋朝諸臣奏議』。また宋・范純仁『范忠宣集』卷一五「司空康國韓公墓誌銘」には、「又請采唐制以正官名、差九品以定章服、百司常務不閏二府、依倣六典以定官令。以近臣異議、不果行。」とある。

(32) 他に宋・胡宿『文恭集』卷七「論詳定官制」、『公是集』卷三三・奏疏「條上詳定官制事件」。

(33) 註(32)前掲史料による。

(34) 『宋朝諸臣奏議』卷六九・百官門・官制「上仁宗論詳定官制」には、「准昨來言者稱、近臣判省權太重。」とある。

この言者は、本文引用の『彭城集』卷三五「劉公行狀」に「翰林學士韓絳上言、國朝官制未立、如中書門下為宰相、

職号令、乃以近臣兼判兩省、例已重。」とあることから、韓絳であると判断できる。

(35) 宋・范仲淹『范文正公政府奏議』卷上「奏乞兩府兼判」。

(36) 宋・司馬光『司馬公文集』卷二三「論財利疏」(嘉祐七年(一〇六二)七月)。

(37) 宋・章如愚『群書考索』後集卷四・官制門「元豐罷三司使副」。

(38) 註(35)前掲『范文正公政府奏議』卷上「奏乞兩府兼判」。

(39)『長編』卷四三三・元祐四年(一〇八九)九月乙酉で、右諫議大夫范祖禹は元豐官制により復活した三省制について、「大唐六典、雖修成書、然未嘗行之一日。今一一依之、故自三省以下、無不煩冗、重複迂滯、不如昔之簡便。」と述べている。

【付記】本稿は二〇〇二年八月二十二～二十四日、岡山県・総社市において開催された二〇〇二年度宋代史研究会での発表に加筆・修正したものである。貴重な助言をくださつた参加者の方々に深くお礼を申し上げたい。